

第1回 医療機関等の消費税問題に関する検討会

平成28年3月16日

公開資料目録

資料1 次第

資料2 設置要綱

資料3 委員名簿

資料4 抜本的解決への考え方

資料5 日本医師会 医業税制検討委員会答申要旨

第1回 医療機関等の消費税問題に関する検討会

平成28年3月16日（水）

午後2時より4時

日本医師会館 6階談話室

次 第

1. 開 会（午後2時）
2. 挨 拶
3. 議 事
 - （1）今後の中医協・医療機関等における消費税負担に関する
分科会における検証について
 - （2）医療機関等の消費税問題の抜本的解決について
 - （3）その他意見交換
4. 閉 会（午後4時）

設置要綱

- ・ 検討会名 医療機関等の消費税問題に関する検討会
- ・ 設置期間 平成 28 年 3 月 1 日～
平成 27 年度に関する定例代議員会終結の時まで
- ・ 設置目的 平成 28 年度税制改正大綱に於いて「平成 29 年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る」とされたことを踏まえ、財務省、厚労省、及び三師会・四病協間にて抜本的な解決に向けて検討を行う。

(参考) 『平成 28 年度税制改正大綱』(自民党・公明党) より抜粋
(検討事項)

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が 10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成 29 年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。

- ・ 委員 別紙の通り
- ・ 担当副会長 今村聡 副会長
- ・ 担当常任理事 今村定臣 常任理事
- ・ 副担当常任理事 道永麻里 常任理事
- ・ 事務局担当課 年金・税制課

医療機関等の消費税問題に関する検討会 委員名簿

武田 俊彦	厚生労働省政策統括官（社会保障担当）
谷内 繁	厚生労働省審議官（医療保険担当）
吉田 学	厚生労働省審議官（医療介護連携担当）
三浦 明	厚生労働省保険局医療課 保険医療企画調査室長
中村 博治	厚生労働省医政局 総務課長
瀬古口 精良	日本歯科医師会 常務理事
森 昌平	日本薬剤師会 副会長
田尻 泰典	日本薬剤師会 常務理事
梶原 優	日本病院会 副会長
西澤 寛俊	全日本病院協会 会長
伊藤 伸一	日本医療法人協会 会長代行
長瀬 輝誼	日本精神科病院協会 副会長

※今後、財務省より担当官が委員として参加する予定。

抜本的解決への考え方

日本医師会

抜本的解決を求める要望 〈平成29年4月～〉

[病院への対応]

- ・ 特に設備投資による消費税負担は深刻である。
- ・ 仕入税額控除を受けることが出来る方式とすることを要望する。

[診療所への対応]

- ・ 診療報酬に『消費税分』を、改定の都度、検証の上、必要な財源を確保し、適正な上乗せを行なう。
- ・ 診療報酬の消費税上乗せ分を超える控除対象外消費税額が生じた場合は、申告により返還を求めることが出来る制度を創設する。

四病院団体協議会

医療に係る消費税に関する緊急要望（案） 〈平成29年4月～〉

[病院への対応]

- ・ 病院における消費税負担は深刻である。
- ・ 全ての仕入税額控除を受けることが出来る方式とする。

[診療所への対応]

- ・ 診療報酬に『消費税分』を、改定の都度、検証の上、必要な財源を確保し、適正な上乗せを行なう。
- ・ 診療報酬の消費税上乗せ分を超える控除対象外消費税額が生じた場合は、申告により返還を求めることが出来る制度を創設する。

日本医師会 医業税制検討委員会答申（平成 28 年 3 月）

P63, 64 「5 まとめ（提言）」 要旨

- ・平成 29 年度税制改正要望に当たって、控除対象外消費税解消の一本化を図る必要がある。
- ・委員会の概ねの賛同を得たところであるが、現行の非課税制度を前提として、当局が診療報酬に仕入税額相当額として上乗せしている 2.89%相当額（注）を上回る仕入消費税額を負担している場合には、その超過額の税額控除（還付）を認める新たな制度を提言する。
- ・これは、課税制度への変更が、政治情勢や国民的理解上で困難と認められることからみて、次善の策であると考えられる。
- ・病院等が大規模な設備投資を行った時には、それに係る仕入消費税額を全額控除できることにもなる。
- ・また、診療所等においては、課税制度変更によるいわゆる「引きはがし」の問題も心配しないで済み、仕入消費税額が多額になった年（年度）には、税額還付を求めることができることになる。

（注） 内訳は、平成元年の 0.76%、平成 9 年の 0.77%、平成 26 年の 1.36%。